

平成26年12月
大竹市議会定例会（第6回）議事日程

平成26年12月18日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1	認 第 4号	平成25年度大竹市一般会計決算	決算特別 (認 定)
第 2	認 第 5号	平成25年度大竹市国民健康保険特別会計決算	
第 3	認 第 6号	平成25年度大竹市漁業集落排水特別会計決算	
第 4	認 第 7号	平成25年度大竹市農業集落排水特別会計決算	
第 5	認 第 8号	平成25年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計決算	
第 6	認 第 9号	平成25年度大竹市土地造成特別会計決算	
第 7	認 第10号	平成25年度大竹市介護保険特別会計決算	
第 8	認 第11号	平成25年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算	
第 9	議案第62号	大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	
第10	議案第63号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
第11	議案第64号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	
第12	議案第65号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について	
第13	議案第69号	大竹市放課後児童クラブ条例の一部改正について	
第14	議案第74号	平成26年度大竹市一般会計補正予算（第4号）	
第15	議案第75号	平成26年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
第16	議案第76号	平成26年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）	
第17	議案第77号	平成26年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
第18	議案第78号	平成26年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
第19	議案第79号	平成26年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	
第20	議案第60号	大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の制定について	(原案可決)
第21	議案第61号	大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の	(原案可決)

+

		ための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	
第22	議案第66号	大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について	(原案可決) 生活環境
第23	議案第67号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	(原案可決)
第24	議案第68号	大竹市公園条例の一部改正について	(修正可決)
第25	議案第70号	大竹市地区集会所の指定管理者の指定について	(原案可決)
第26	議案第71号	大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定について	(原案可決)
第27	議案第72号	大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定について	(原案可決)
第28	議案第73号	大竹市が設置する児童館の指定管理者の指定について	(原案可決)
第29	平成26年請願第5号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書採択について	生活環境 (採 択)
第30		閉会中の継続審査の申し出について	
第31		議員派遣について	

○会議に付した事件

- 日程第 1 認 第 4号から日程第 8 認 第11号 (報告・表決)
- 日程第 9 議案第62号から日程第19 議案第79号 (報告・表決)
- 日程第20 議案第60号から日程第28 議案第73号 (報告・表決)
- 日程第29 平成26年請願第5号 (報告・表決)
- 追加日程第 1 意見書案第5号 (説明・表決)
- 日程第30 閉会中の継続審査の申し出について (表決)
- 日程第31 議員派遣について (表決)

○出席議員 (16人)

1番	寺岡公章	2番	和田芳弘
3番	大井 涉	4番	網谷芳孝
5番	藤井 馨	6番	乃美晴一
7番	児玉朋也	8番	北林 隆
9番	山崎年一	10番	細川雅子
11番	上野克己	12番	原田 博
13番	二階堂 博	14番	田中実穂
15番	西川健三	16番	山本孝三

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎	
副	市	長	大原 豊

教 育 長
総 務 部 長
市 民 生 活 部 長
健 康 福 祉 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長
建 設 部 長
上 下 水 道 局 長
消 防 長
総 務 課 長 併 任 選 挙
管 理 委 員 会 事 務 局 長
企 画 財 政 課 長
産 業 振 興 課 長 併 任
農 業 委 員 会 事 務 局 長
自 治 振 興 課 長
社 会 健 康 課 長
監 理 課 長
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
総 務 学 事 課 長
監 査 委 員
監 査 事 務 局 長

大 石 泰
太 田 勲 男
青 森 浩
正 木 丈 治
大 和 伸 明
稲 田 正 文
西 岡 靖
米 中 和 成
吉 岡 和 範
中 川 英 也
吉 田 茂 文
政 岡 修
香 川 晶 則
金 子 しのぶ
野 崎 光 弘
黒 田 孝 士
林 則 雅

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

福 重 邦 彦
三 浦 暁 雄

+

10時00分 開議

○議長（寺岡公章） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 会議録署名議員の指名

○議長（寺岡公章） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、12番、原田 博議員、13番、二階堂 博議員を指名いたします。

本日の議事日程、議案審査報告について、請願審査報告について、閉会中継続審査申出書、議員派遣についてを議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 配付漏れなしと認めます。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1～日程第8〔一括上程〕

認 第 4号 平成25年度大竹市一般会計決算

認 第 5号 平成25年度大竹市国民健康保険特別会計決算

認 第 6号 平成25年度大竹市漁業集落排水特別会計決算

認 第 7号 平成25年度大竹市農業集落排水特別会計決算

認 第 8号 平成25年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計決算

認 第 9号 平成25年度大竹市土地造成特別会計決算

認 第10号 平成25年度大竹市介護保険特別会計決算

認 第11号 平成25年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（寺岡公章） 日程第1、認第4号平成25年度大竹市一般会計決算から日程第8、認第11号平成25年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を一括議題といたします。

本8件に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、乃美晴一議員。

決算特別委員会議案審査報告書

平成26年9月18日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|-----------------------|-------|
| 認 第 4号 | 平成25年度大竹市一般会計決算 | 認 定 |
| 認 第 5号 | 平成25年度大竹市国民健康保険特別会計決算 | 認 定 |

| | | |
|---------|-----------------------------|-----|
| 認 第 6 号 | 平成25年度大竹市漁業集落排水特別会計決算 | 認 定 |
| 認 第 7 号 | 平成25年度大竹市農業集落排水特別会計決算 | 認 定 |
| 認 第 8 号 | 平成25年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計決算 | 認 定 |
| 認 第 9 号 | 平成25年度大竹市土地造成特別会計決算 | 認 定 |
| 認 第 10号 | 平成25年度大竹市介護保険特別会計決算 | 認 定 |
| 認 第 11号 | 平成25年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算 | 認 定 |

平成26年10月10日

大竹市議会議長 寺岡 公章 様

決算特別委員長 乃美 晴一

〔決算特別委員長 乃美晴一議員 登壇〕

○決算特別委員長（乃美晴一） 去る9月18日の本会議におきまして、私ども委員8名で構成されました決算特別委員会に御付託いただきました認第4号平成25年度大竹市一般会計決算から、認第11号平成25年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件につきましては、去る10月7日、8日、9日及び10日に委員会を開催し、結論を得ておりますので、委員会審査の概要と結果につきまして、御報告を申し上げます。

9月定例会終了後に開催されました第1回決算特別委員会におきまして、不肖、私、乃美が委員長に、網谷委員が副委員長に互選された次第でございます。身に余る大役を務めさせていただき、委員各位の御協力により、本日報告の運びとなりましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

審査の方法につきましては、まず一般会計の歳出から各款ごとに進め、歳入は一括して行い、続いて総括質疑の後、討論、採決を行っております。

特別会計7件につきましては、各会計の歳入歳出一括質疑を行い、討論終結後、採決を行っております。

それでは、審査の内容について御報告申し上げますが、4日間にわたる質疑応答や御意見など、膨大なものとなっておりますので、要約しての報告となりますが、御了承いただきたいと思っております。

それでは、初めに第1款議会費でございますが、「本市においては、議員が長期間議会活動を行うことができず欠席した場合に、報酬カットを行う特例の規定をつくった。このような議会改革の先進事例について紹介し、全国的、全県的な改革のレベルアップを図る

役割も議長会という場においては大事ではないかと思う。現在の議長会の状況を伺う」との質疑に対しまして、「広島県市議会議長会においては、単なる要望事項の協議だけでなく、議長会として新たな行動をとる必要があるという提案が本年の総会でなされた。議長会独自の取り組みとして、来年度の総会に向けて協議されているところである」との答弁がございました。

続きまして、第2款総務費では、「権限移譲等により地方公共団体の仕事量は増加し、負担も大きくなっていると聞いている。職員の定員に対する考え方を伺う」との質疑に対しまして、「現在、行政サービス及び組織力の維持・向上を図りながら、なおかつ引き続き正規職員を減らしていくという考え方で、職員数を削減しているところである。現時点で数値目標までは定めていないが、これからの行政が担う役割を考えながら、本当に何人の正規職員が必要なのか考えていきたい。加えて、最少の職員数で最大の効果を発揮できるよう、職員研修やこれから導入を考える人事評価制度、適材適所の人事配置などを通じて、職員一人一人の能力アップを図っていきたい」との答弁がございました。

次に、「市制施行60周年市民提案事業は、市民からさまざまな提案を受けて行われた。取り組まれた事業に対し、今後何を求め、期待しているのか伺う」との質疑に対しまして、「事業を通じて多くの方がかかわり合ったことで、職員も含め、人と人がつながったということが大きいと思っている。このことにより、今後も自主的に活動が広がっていくことを期待している」との答弁がございました。

十 続きまして、第3款民生費では、「平成26年度に新しく広島西医療センターに病児・病後児保育施設が開設された。当初、利用しやすくなるよう要望が出されたと思うが、どのように改善されたのか。あわせて利用状況を伺う」との質疑に対しまして、「改善点については、従前は利用者を大竹市内の方に限定していたが、市内に勤めている方も利用できるようにした。また、利用料金を一日2,000円であったものを市内の方は1,000円、市外の方は2,000円とした。利用状況については、4月から9月で116日開設し、その間126人が利用している。市内の方が89人、市外の方が37人で、1日1人は利用している状況である」との答弁がございました。

次に、「子育て支援新制度は、決して保育を充実させるという理念に基づいておらず、市場主義である。行く行くは保育行政自体を民間に投げ出し、企業のもうけにしようというような道を開く第一歩である。大事なのは、保護者の負担や従来の軽減措置をどうするかということであり、十分に考慮してもらいたい。このことをどのように考えているか」との質疑に対しまして、「我がまちの子供たちがどのように健全に育っていくか、小さいまちでやれることを全力を挙げてやっていくべきだと考えている。税金でしか支出ができない中で、全体のバランスを見ながら進めていきたいと考えている」との答弁がございました。

続きまして、第4款衛生費では、「ごみの広域処理が現実に前進した場合、RDFの処理組合からスムーズに離脱できるのか。また、昨年10月からごみ処理の有料化に踏み切っているが、それ以降のごみの減量化、市民の意識の変化や協力団体などの状況を伺う」との質疑に対しまして、「RDFの現在の契約は平成30年度末で切れる。離脱するかしない

かは平成28年度で決定するものと考えている。また、燃やすごみの処理量は導入前後1年間で12.6%の削減がされている。資源回収については自治会等の各種団体で取り組みを行っているが、平成24年度は70団体の参加であったものが平成25年度は80団体の参加にふえている。市民の認識については、市制施行60周年記念事業の市民提案事業で、えこらいふ大竹が段ボールコンポストの取り組みを行い、たくさんの参加があった。市民は関心を持っていると認識している」との答弁がございました。

次に、「ふれあい戸別収集について、事業の効果と実際にどういう方たちがどの程度利用されているのか伺う」との質疑に対しまして、「ふれあい戸別収集については、平成25年度に10人、平成26年度に8人の利用である。利用するための条件としては要介護3以上、あるいは身体障害者手帳が1級または2級であることなどである。シルバー人材センターが自宅の玄関で回収をし、その世帯の様子等についても伺い、何かあったときには通報するという多面的な活用をしている」との答弁がございました。

続きまして、第5款労働費につきましては、質疑はございませんでした。

続きまして、第6款農林水産業費では、「栗谷のマロンの里は市街地から距離がある。マロンの里へ人を呼び込めるようにするには、マロンの里にしかないもの、特殊なもの、相当価値の高いもの等を商品としなければ、わざわざ買いに行きたいということにならないのではないか。そのような取り組みや動きがあるのか伺う」との質疑に対しまして、「マロンの里では、新たな取り組みとして大竹高校家庭クラブの生徒に依頼し、新しいメニューを開発していただいたところ大変好評であった。マスコミにも取り上げられ、かなりの集客があったところである。また、多くのサイクリストが栗谷地区において自転車で走っていることから、利用しやすい専用の駐輪スタンドを広島県産材により作成・設置している。観光パンフレットにもサイクルコースを紹介しており、これらによりマロンの里への集客を図りたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「養殖漁業技術開発支援事業で、ハマチ等の養殖魚のブランド化を図る事業の支援を始められたと思うが、シェアの確保をしようと思えば、早く事業化しないと2番手、3番手になり、市場を失ってしまうようなことも考えられる。現在の取り組みと今後どのように展開していくのか伺う」との質疑に対しまして、「平成25年度は阿多田島漁協が高知大学と研究委託契約を結び、レモンハマチの開発に取り組んだ。かんきつ系の飼料を与えることによって、酸化作用が抑えられるといった効果も見られている。平成26年度も高知大学に研究開発をお願いし、同時に阿多田島海域において1,000匹のハマチに開発した餌を与え養殖している。年内には試食会が開かれる予定となっている。来年度は大量生産して各方面へPRとして配り、販路をつくっていきたいと考えている」との答弁がございました。

続きまして、第7款商工費では、「ある方が広島県信用保証協会の保証の承諾を受け、中小企業融資を受けるために金融機関に依頼したところ、同協会の保証だけではなく、その他の担保を求められ、それがないため融資を断られた事例があった。大竹市として同協会の保証だけで融資を受けさせることについて、金融機関に対して関与あるいは指導等ができないのか伺う」との質疑に対しまして、「中小企業融資については、広島県信用保証

協会の担保があったとしても、もし事業が行き詰まり倒産した場合には、金融機関は融資した全額は補償されない。また大竹市も3分の1負担しており、全額戻ってくるわけではない。金融機関もこのようリスクを背負っているため、場合によっては別の担保を請求する可能性もあり、それは企業としての判断による」との答弁がございました。

次に、「大型商業店舗が晴海地区に開店すると大変にぎわうことが予想され、期待感もあるが、同時に大竹市内の商業者の方にとっては大変厳しく、営業が続けられない状況になるのではないかと心配される。晴海地区がにぎわう一方で、恐らく大変な厳しい状況になると思われる大竹市内の商業者や商店街について、今後どうやって盛り立てていくか、どう再建していくかということも1つのまちづくりの課題だと考えられるが、対策を伺う」との質疑に対し、「大竹駅前の土曜夜市や本年度行われた大竹もぶり市、また住民団体が60周年記念事業として取り組んでおられたOh!バンブー倶楽部の喫茶店での演奏会など、いろいろな方と手を携えながら、人のにぎわいを呼び込むために取り組んでいる。このにぎわいが継続され、商店街の活性化につながるよう、商工会議所や地域産業振興センター等とも連携しながら支援をし、振興策を考えていきたい」との答弁がございました。

続きまして、第8款土木費及び第11款災害復旧費では、「市営住宅の入居後に収入が一定以上の基準を超えると、入居者の資格がなくなり、退去あるいは家賃の交渉があるのではないと思うが、どのように対処しているのか伺う」との質疑に対し、「現在、住宅管理については指定管理者に業務委託をしている。指定管理者のほうで、まずは収入超過者に文書を送り、さらに対応をしない場合には、高額所得者ということで近傍同種の家賃に引き上げ、もしくは文書やヒアリング等により話をしており、退去していただいた物件もある」との答弁がございました。

次に、「阿多田小学校の解体工事はどの程度まで進捗しているのか。また、阿多田島の周回道路はいつごろ復旧するのか伺う」との質疑に対し、「阿多田小学校のがれきは、現時点で50%ほど処分している。8月6日の雨で、がれきの搬出をしていた周回道路が通れる状況ではない。災害復旧の国の査定が11月に予定をされており、その後復旧工事にかかるが、今年度中の復旧は難しいと考えている」との答弁がございました。

続きまして、第9款消防費では、「現在、各自主防災組織が防災訓練をしてはいるが、広島市の水害では、防災訓練を日常的にしていた組織は的確な対応をとれたという報道もあるように、これから行政がしっかりと防災訓練の指導をしていくことが減災につながるのではないと思う。行政としての今後の考えを伺う」との質疑に対し、「リーダーがいない、参加者が見込めない、訓練のやり方がわからないといった理由で、全ての自主防災組織が防災訓練を毎年実施しているわけではない状況である。訓練の方法等で相談があった場合は、避難訓練、消火訓練、AEDの使い方の説明や救急救命講習など、住民が取り組みやすい訓練と一緒に考えている。これからも粘り強く、お互い取り組みやすい、参加しやすい防災訓練を考えていきたい」との答弁がございました。

次に、「災害時において、情報の収集が災害対応策として非常に大事だと思われる。これまで工場災害のときに消防署が工場内に立ち入れないというケースがあったが、今もそ

ういう状況なのか。消防署が工場内に立ち入りをして、状況判断、状況把握ができるような業務の行使ができるのかどうかを伺う」との質疑に対しまして、「コンビナート地区においては、法律で特別防災区域に指定されており、その区域内で異常現象が起こった場合は全て第一報を消防に通報することになっている。もちろん異常現象が起これば消防として工場内に立ち入りをして調査をし、被害があれば企業と一緒に消防活動を実施していく」との答弁がございました。

続きまして、第10款教育費では、「玖波小学校の建てかえは土砂災害警戒区域の中に新校舎を建設する方向で進めていくようであるが、子供たちの安心・安全が第一であるべきだと思う。このことについてどのように考えているか」との質疑に対しまして、「地元に対しては、小学校の崖面については土砂災害対策がとられていることや校舎を崖から20メートル程度離して建設すること、さらに擁壁を手前につくるといった安全対策について説明し、了解をいただいたところである。二重三重の対策を行うことで十分安全が確保できると判断しており、教育委員会としては子供たちの動線や見晴らし、グラウンドの面積の確保といった子供の教育環境を考えた場合、今考えている案が最も適していると考えている」との答弁がございました。

次に、「大竹市における少人数学級の実態はどのようになっているのか。児童生徒に行き届いた教育を進める上で市独自で取り組めることがあれば行ってもらいたい、見解を伺う」との質疑に対しまして、「本市は国から構造改革特区の指定を受け、平成18年度より小学校1・2年生で30人学級を実施している。また、少人数指導として一部の教科で習熟度別に分けたり、チームティーチングを行ったりしている。さらに、授業が成立しにくい学級等に対し学級支援員を市独自で9名配置し、落ちつきのある授業を展開しているところである」との答弁がございました。

続きまして、第12款公債費、第13款予備費については、質疑はございませんでした。

続きまして、歳入における一括質疑では、「市税収入について、一番安定的で確実な歳入の要素である固定資産税の今後の動向をどう見込んでいるか。また、確定申告等において、介護認定を受けている方で要介護3以上については、国税庁は一定の税控除を認めるという措置を行っているが、大竹市では認めているのか伺う」との質疑に対しまして、「固定資産税の今後の税収見込みについて、土地については下落傾向を考慮すると下がっていく、家屋については昨年、新築ラッシュがあったが、家屋は2分の1の軽減措置があるため、平成28年ごろから若干増加するのではないかと見込んでいる。償却資産については平成28年ごろに大手企業で設備更新があるという情報もあり、平成29年には一時的に増加するように見込んでいる。また要介護3以上の方の税控除については、介護認定の資料を用いて、特別障害者あるいは障害者控除相当であるという証明証を保険介護課で発行している」との答弁がございました。

次に、「ふるさと納税について、政府においては来年度から寄附金控除額を倍増するという話も出ているようであるが、大竹市に入ってくる財源と出ていく財源の現在の実態について、また、税額控除額の倍増によって大竹市の税収にどの程度影響があると考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「ふるさと納税は、市への寄附金として平成25年は

30万円の歳入があった。一方、市民税の税額控除額は25万8,746円となっている。現状でふるさと納税での寄附金控除額が倍増となっても、余り影響はないものと考えている。ふるさと納税は、各地元の特産品等のアピールの場、他の収入を得る場と捉えれば、一考の余地があるものと考えている」との答弁がございました。

続きまして、歳入歳出全般にわたる総括質疑では、まず、「予算の執行における不用額の発生する要因として、どういった事例があるのか。また、不用額がたくさんあるということは予算の適合性を心配するが、予算の規模に対して許される範囲等、基準があるのか伺う」との質疑に対し、「一般的に不用額の発生する要因としては、1年以上先のことを見込んで予算を組んでいるため、何らかの事情で予算執行できない場合や入札等によって予算額に対し契約額が下がることで不用額が発生する。また、予算の規模に対して不用額の許される基準があるわけではない。予算編成時において、できる限り事業の精査を行い予算計上するが、予算執行時には、その事業の目的をしっかりと考慮し、より少ない金額で同じ効果が上がるように努めている」との答弁がございました。

次に、「小方ヶ丘ニュータウンができて2期目の分譲に向けて宅地造成も進んでいるようであるが、今現在、この団地への入居者数と、そのうち市外からの転入者数がどれくらいあるのか。また、小方ヶ丘の宅地造成により税収等でどの程度影響があったのか伺う」との質疑に対し、「平成26年10月1日現在で、団地への入居者は145世帯501人であり、そのうち市外からの転入者は67世帯224人という状況である。また、税収面での影響は、土地・家屋を合わせて大体1,400万円前後と見込んでいる」との答弁がございました。

以上で一般会計に関する質疑を終結し、討論に入りました。討論では、反対の立場で2名、賛成の立場で1名の委員から討論がございました。

まず、反対の立場では、「ごみの減量化を進めるとして平成25年10月から有料化が導入されたが、まだまだ住民との対話が不足している。また、開発事業に伴っての莫大な市民負担や、そこに反省することなく大型開発に狂奔する状況が続いていることを踏まえると、納得できるものではない」との討論がございました。

次に賛成の立場で、「厳しい財政状況の中で、教育、学校施設整備、子育て支援に重点的に取り組んでいる。また、限られた税財源ではあるが、市債償還を粛々と行っている中、将来負担比率が高どまりではあっても早期健全化基準は下回っている現状であり、住みたい、住んでよかったと感じるまちの実現に向け、エールを込め認定すべきである」との討論がございました。

次に反対の立場で、「財政状況が悪い中、大型野球グラウンドを整備する一方、市民生活に影響する道路整備や雨水排水整備などが先送りされている。また、教育関係では地域への説明不足など、幾つかの点で納得するものではない」との討論がございました。

以上で討論を終結し、起立採決の結果、平成25年度一般会計決算は認定すべきものと決しております。

続きまして、特別会計決算の審査状況を審査した順に御報告申し上げます。大竹市国民健康保険特別会計、大竹市介護保険特別会計、大竹市後期高齢者医療特別会計の3件につきましては一括して審査を行いました。

本3件の審査では、まず、「健康づくり事業、ヘルスアップ事業、通所型介護予防事業について、取り組んだ内容は主要事業報告書に掲載されているが、計画として何を求め、結果としてはどのような実績・効果があったのか。また、事業について、継続して行うために、健康で生涯生活できるお年寄りがふえたという結果を数値で計上できたらと思うが、どのように考えているのか」との質疑に対しまして、「皆さんに、「いつまでも健康で、元気でいていただきたい」という目的をもって予防事業に取り組んでいるが、予防事業というものは、個人にとって、その成果が直には実感できないという難しさがある。国における全国的な統計的分析などによる、「健康診査を受診することが健康寿命の延伸につながる」というような知見を頼りに受診率の向上に取り組むというような、具体的な目標管理をもって事業を進めざるを得ない面がある」との答弁がございました。

次に、「平成26年度までの介護保険事業の3カ年計画について、計画履行が実際には難しいのに負担だけ先行しており、介護保険料を引き上げる根拠とするのは妥当ではないと考えている。予定していた事業が実施されなかった部分について、決算上どのような状況にあるのか。また、24時間体制の定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、今年度の秋には実施できるだろうという話を聞いていたが、事業所は決まったのか伺う」との質疑に対しまして、「3カ年の計画を立て、それに基づき介護給付費の予算を立て現在まで執行している。平成24年度についても、給付の計画値が約23億円に対し実績が20億円。平成25年度についても、24億円の計画値に対し実績が21億円強であり、約3億円の乖離が生じている。執行残については介護給付費準備基金に積み立てている状況である。また、24時間定期巡回サービスについては、10月1日から医療法人社団親和会がやまと病院の1階に事務所を構えて事業開始をしている」との答弁がございました。

続きまして、大竹市漁業集落排水特別会計及び大竹市農業集落排水特別会計につきましては、一括して審査を行っております。本2件の審査では、「両会計とも経営的に赤字続きであるが、農集について言えば、高齢化と人口減少により利用が年々減っていくことから、赤字として積み上がっていくのではないかと思う。このことについてどのように考えているのか。また、漁集、農集とも、長期・中期の計画の中に耐震不足などによる施設の改築計画はないのか伺う」との質疑に対しまして、「確かに両会計とも一般会計からの繰入金相当が入っている。いずれは使用料改定ということも考えなければならないと思っている。漁集、農集だけを単独で引き上げるのは一部の住民に負担を求めることになるため、公共下水道の改定に合わせて引き上げを考えている。施設の改築の件については、施設の老朽化により、いずれ検討しなければならない時期が来ると考えられるが、現在のところ計画は持っていない」との答弁がございました。

続きまして、大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計では、まず、「大竹港の利用を高めるために何かセールスをしているのか。また、大竹市内企業の輸出額は減少しているとのことだが、船舶給水使用料も減少しているのかを伺う」との質疑に対しまして、「大竹港の売りであるおいしくて安い水を各船会社にPRしている。また、大竹港振興協会がことし4月にパンフレット等を作成したので、これを関係機関に配布したりもしている。船舶給水使用料については、平成24年度と25年度を比べると17%増であり、平成21年度か

ら平成25年度の5年間では74%増となっている。5年間で見ると給水使用料は増加しており、多くの水を購入していただいている状況である」との答弁がございました。

次に、「大竹港の緑地公園は、草がかなり伸びているように思われる。休日は多くの人々が訪れてにぎわうため、清掃、維持管理にもっと力を入れていただきたい。管理状況はどのようにになっているのか伺う」との質疑に対しまして、「臨港道路、港湾のエプロン部、東栄の緑地部分については、港湾の清掃業務という形で清掃、剪定、草抜き、芝生の下刈り等の委託をしている。また、除草については年2回お願いしているが、緑地部分の芝生についてはそれ以上の下刈りをお願いしている状況である」との答弁がございました。

続きまして、大竹市土地造成特別会計では、まず、「旧小方中学校体育館を残す方針になれば、さらに一般会計から繰り出す必要が生じてくるなど、償還スキームには非常に不透明な部分がある。償還表は何年かたつと当然変わってくるため中身が安心できないように思えるが、どのような見解を持っているか伺う」との質疑に対しまして、「償還スキームは、土地造成特別会計が持っている土地を売り、残りの部分は一般会計からの繰り出しを続けていくというものである。確定しているのは借入れ部分の77億円であり、これをどのように返していくかということになる。土地については価格等に変動があり、また、大竹工業団地からの支援分も企業投資等によって大きく変わってくるため、確定したものではないが、できるだけ早く償還をしていきたいという思いは持っている」との答弁がございました。

次に、「償還スキームでは、基金条例支援分として大竹工業団地及び小方ヶ丘の固定資産税の約4分の1を一般会計から繰り出している。将来的に小方小・中学校跡地が売却でき、建物等が建った場合、この基金条例の対象にする考えはあるか伺う」との質疑に対しまして、「基本的には対象に入れ、借入金をできるだけ早く償還するための財源としていきたい」との答弁がございました。

以上で、特別会計7件の質疑を終結し、一括討論に入りました。討論では、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び土地造成特別会計に反対の立場で1名、特別会計全てに賛成の立場で1名の委員から討論がございました。

まず、反対の立場では、「国民健康保険特別会計については、基金を国保加入者の負担軽減に活用してもらいたいし、介護保険特別会計については、今後どうなるかわからない事業に負担だけ先取りしていることへの疑問がある。後期高齢者医療特別会計については、年齢で差別をするという制度は基本的な理念の上からも改めるべきである。また、土地造成特別会計については、いまだに年間9億円に近い負担を市民にさせることへの反省をするべきであり、4つの特別会計については反対である」との討論がありました。

次に、賛成の立場で、「ヘルスアップ事業や介護予防など、健康寿命を延ばしていくことに努めるとともに、ジェネリック医薬品の推奨など、医療費の削減、抑制に努めている。また、土地造成特別会計においては、償還スキームを着実にクリアし、次世代に大きな負担を残さないという決意を評価して、認定すべきである」との討論がございました。

以上で討論を終結し、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び土地造成特別会計を除く3件の特別会計は、簡易採決によりいずれも認定すべき

ものと決めています。また、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び土地造成特別会計は起立採決により、いずれも認定すべきものと決めています。

以上が4日間にわたる決算審査の概要と結果でございますが、委員各位及び執行部職員におかれましては、円滑な議事運営に御協力をいただき、効率的かつ充実した審査となったと考えております。この場をおかりして皆さんの御協力に対して、お礼申し上げます。また、執行部においては、この決算審査での質疑を通して各委員から出された意見・要望などについて、今後の市政運営に反映されるよう重ねてお願い申し上げまして、決算審査の報告を終わります。

○議長（寺岡公章） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、山本孝三議員。

○16番（山本孝三） ただいま決算委員会の委員長から報告がございましたが、私も決算委員会の一人として審査に参加をいたしておりますので、委員会の席でいろいろ私なりの問題意識を持った質疑なり要望を含めて申し上げてまいりましたが、本席では簡潔に反対の立場からの意見を述べたいと思います。

一般会計でございますが、これは認4号、御承知のように平成25年度、ごみの有料化が導入されました。この問題をめぐりましては当時から私はごみの減量・資源化、こういった市民的な課題、それから財政面からのコスト引き下げの課題から言えば十分な市民の理解なり協力を得た行政展開が必要だと、そのためには時間をかけて十分な市民との対話なり協力を求める取り組みが必要ということをお願いしてきましたが、執行部のほうでは、市民の皆さんにコスト意識を持ってもらうためにごみの有料化の値上げをやるんだというふうなことを大上段に振りかぶって、このごみの有料化が導入されました。

その時期にちょうど所掌の委員会が行政視察に行かれまして、視察をした町では何百回に及ぶ市民との対話を通じて、ごみ問題に対応するというふうなとうとい経験を学んできたという報告がされましたが、大竹ではそういうことは生かされなかった。これからの行政のあり方として、市民の理解なり協力を得ながら市政の運営を進めるというのが強く求められている時代だけに、ごみの有料化・導入に見られるような手法は改めてほしいということ強く思っております。

それから財政運営の問題ですが、先ほども委員長報告の中にありましたように、大竹市は県内でも上位に位置する財政難を抱えるまちです。その最大の要因は、大願寺の造成地の事業展開と処分をめぐっての結果です。本来なら大竹の港の開発事業、工業用水の第2期事業、あるいは大願寺の土地を搬出した無償化の問題等、これを考え合わせると、私

の計算では利息を含めてざっと182億円ぐらいの負担を大竹市がしたことになるんですね。それが今大きな財政上の悩みとして抱え込んで今日に至っているんです。毎年手をかえ品をかえ、大願寺の借金返済のために一般会計から多額の支出をしております。本来なら、開発事業によって得られた成果が市民の暮らしや福祉や教育に還元されるべきものなんです。それをあたかも借金を上手に返していくことができたというふうなことを自慢話にして、開発事業の根本的な問題点には頬かむりをするような、そういう行政を改めるべきだと私はこういうふうに強く思っております。

平成4年から始まったこの大願寺の開発事業、今日まで何十年も経過をして、市民には大変な苦勞をかけた。しかしまだそれで終わったわけじゃない。これからまだ20年も30年も大願寺の借金のために市民の皆さんにはそれなりの苦勞を求めなきゃならん、こういう政治のあり方を根本的に改めるべきだということを私は強く思っております。そういうことで、開発事業優先から市民の福祉や暮らし、教育を守る市政の方向に踏み込んだ行政展開を求めて、一般会計には反対をします。認4号です。

特別会計の問題ですが、今、国民健康保険、この事業が県単位に広域化されようとしておりますけれども、広域化によってどういう被保険者にメリットがあるのかいまだに明らかではありません。私は機会あるごとに、国保事業の広域化に当たって市としての基本的な考え方なり、被保険者が心配される保険料の負担の問題、地域医療のさらなる充実の問題、予防医療の問題、こうした事柄についてどういう立場で広域化に向けた協議の場に臨んでおられるのか、しかと納得のいく説明ができるように、その都度議会にも市民にも説明をしてほしいというふうな求めてまいりましたけれども、いまだに保険料がどうなるのか、これまで軽減措置をとってきた市町の裁量権は行使できるのかどうか、こういったことはいまだに曖昧なままです。しかも一方では、4年連続国保料の値上げを大竹市はやりました。今では、県内でも被保険者1人当たりの負担額は上位に位置するようになりました。私は国保会計が持つ基金を活用してできるだけ負担軽減をするように求めてきましたけれども、今指摘するような実態です。

介護保険の問題にしましても、市が策定委員会に依頼して策定された計画の実施が平成24年から始まりましたが、その時点では財政計画だけはしっかりと定めて、料金の値上げをやった。ところが、給付はサービスが伴わない。それでも変更するどころか実行できない計画を踏襲して、結局は市民の負担をそのままなすすべもなく放置をするというふうな経過がこの3年間です。もっと介護事業については思いやりのある対応をしてほしいと思いますし、新年度からまた制度が大きく変わりますけれども、今までのようなことではなくて、もっと介護を必要とする市民への配慮を温かいものにしてもらうように求めたいと思います。

後期高齢者の問題は、従来から私も持論として申し上げておりますように、世界に例のないような年齢で差別するような医療行政、保険行政というのは改めるべきだということを加えておきたいと思います。

土地造成特別会計に関しましては、一般会計のところでも申し上げましたように財政規律も何もない、借金したのを市民が負担して払えばええというふうな、そういうやり方で

工業用水の19億円の出資金にしても、大変なこれは一般会計から利子でも負担しとるでしょう。結局この、さっき言うように182億円に上るような負担は市民に負担させて、土地の処分についてはルールも何もない、市長の執行権の乱用とも言えるようなやり方で、造成原価のあなた10分の1以下で処分したんですからね。例え100万円でも200万円でも借金減らすために、市民の負担を軽減するために処分価格を考えていくというのが私は一般的にも常識的にもあるべき姿だと思うんですが、この問題をめぐっては今係争中ですから、私どもはその手法は職権濫用であるし、乱暴なルール違反だと、こういう立場でありますので、土地造成特別会計についても反対です。以上、一般会計から4件になりますかね、認第4号、第6号、第9号、第10号については、重ねて反対の意見といたします。

○議長（寺岡公章） 山本議員、ちょっと確認をさせていただきます。お話の内容から、討論の内容から、認第4号一般会計、認第5号国民健康保険特別会計、それから認第9号土地造成特別会計、認10号の介護保険特別会計及び認第11号の後期高齢者医療特別会計、以上5件について反対の討論ということでよろしいですか。

他に討論はありませんか。

4番、網谷議員、どうぞ。

○4番（網谷芳孝） 私は平成25年度の決算委員会の委員としまして、また副委員長といたしまして出席をいたしました。よって、平成25年度一般会計決算ほか7特別会計決算におきまして、全てにおいて賛成の立場で述べさせていただきます。

当初予算に対しまして決算額は多少の増減にはなっていますが、要所要所においてほぼ予算どおり執行されており、したがって賛成討論とさせていただきます。終わります。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

8番、北林議員。

○8番（北林 隆） 私は、平成25年度全会計決算について認定の立場で討論させていただきます。

先ほど山本議員のほうから反対討論、ごみ処理有料化について導入がございましたが、実際これについて条例改正を行って、その制度をつくるという形、その後において執行部においては市民説明会等を行いまして、運用に猶予期間を設けていたと、その間市民周知というものは徹底してされたと認識しております。結果、ごみ処理量は減少したということで当初目的も達成されており、大竹市民はやればできるのだという形を示せたのではないかと考えております。

また、過去の大型事業の負債償還で財源が厳しい、そういった中で人口増にいかに取り組んでいくかということにつきましては、平成25年度においては教育・学校施設等の整備、子育て支援に予算の重きを置きまして、我がまちの子供たちの健全な育成に配慮した事業執行がなされていたと考えます。限られた財源の中ではありますが、市債償還にも努力されており、依然将来負担比率は高どまりというところにはありますが、早期健全化基準は下回っているという、安定した状況とまではいきませんが、何とか持ちこたえているという、一生懸命頑張っているというのは、非常に執行部のほうも厳しい財政状況の中頑張っているのではないかと評価できることと思います。

わがまちプランのテーマである、住んでみたい、住んでよかったと感じるまちに市長、また職員が懸命に一丸となって取り組んでいる姿を我々も目の当たりにするところがございます。

また、特別会計においてもヘルスアップ事業や介護予防事業などが実施されて、健康増進に取り組み、ジェネリック医薬品の推奨、または予防施策による医療・介護費用などの抑制に努めておられ、あわせて心と体の健康づくりを推進し、健康寿命を延ばすことと生活の質の改善に取り組んでおられます。

とりわけ平成25年度における本市の歴史的な状況として、小方ヶ丘地区の発展が挙げられると思います。平成25年3月1日時点では1世帯もなかった状況ですから、わずか1年の後、平成26年4月1日には128世帯428人の方が生まれ、さらにこの12月1日現在におきましては、市内団地である玖波7丁目、8丁目を超えて150世帯522人の地区にまで発展してきております。市外からは転入者が44%を超え、当地区に入居された後に出生されたお子さんたちが18人も、もう既におられます。このような状況から、宅地供給や人口施策においては大きな成果が得られているのではないかと評価しております。

土地造成特別会計では、地方債償還のための一般会計からの繰り入れが歳入歳出の主となってはおりますが、このたび新たな償還スキームを示したことにより、この償還スキームを着実にクリアすることが執行部の責務であり、その決意と感じ取っております。我々議会議員としても、その決意に理解・協力をすることで、我がまち大竹の将来を次の世代へつないでいかなければならないと考えます。今後の執行部の行財政運営にエールを込めて認定すべきの討論とさせていただきます。

○議長（寺岡公章） 他に討論ありませんか。

9番、山崎年一議員。

○9番（山崎年一） ただいま審議されております平成25年度一般会計決算の認定と25年度の土地造成特別会計の決算の認定に、私は反対をいたします。

初めに平成25年度決算の認定でございますが、先ほど先輩議員や同僚の議員からも御指摘をいただきましたように、ごみの有料化の問題が大きく議論をされました。この問題については当然に市民の負担がかかるということで、市民に説明をしっかりとすべきだという議論もありました。そういった中で、ごみ有料化を図ることによって将来的に財源の確保もしていきたいというお話でございましたが、しかしながら25年度の決算審査の経過におきましては、現状においては成果を見ることができておりません。また、決算審査におきましては源泉所得税の徴収漏れなど、全県的な不祥事がマスコミで報道されましたが、大竹市もその一端を担わざるを得なかったということでもあります。市民の皆様は御迷惑をかけた件もありましたが、本市においては職員の減給処分に関する報道などもあり、職員の皆様に注意喚起と制度の周知の徹底がなされること、また再発の防止に努められることではございましたが、より一層の綱紀粛正が求められたことでもあります。

また、25年度は小方ヶ丘に起因する、先ほども議論がありましたが、固定資産税、税収の4分の1を大願寺地区の起債償還に充てるという新たな市民の負担も提起されました。しかしながら、市民の負担はそれだけに終わりません。今後小方小・中学校跡地の税収に

についても、大願寺地区造成地に起因して生じた税源を土地造成特別会計に充てる、小方小・中学校跡地から上がる新たな税収も、土地造成特別会計に充てるとされました。大願寺地区の安価な学校用地と旧小方小・中学校の一等地とを交換することで、市民は大変な財政的損失を背負わされた上に、学校跡地から今後上がるであろう税収も大願寺地区の返済に充てるということが明らかになったわけであり、大願寺地区の宅地造成が際限なく市民の負担を強いられる。行政のかじ取りは慎重に進められなければ、市民の負担がいつまでも続くこととなります。確かに小方ヶ丘の発展は目覚ましいものがございます。しかし、その恩恵を市民が受けられる、そういう開発であるべきものが、市民からは負担が強いられるということになっておるといのが現状であります。

次に、米軍再編交付金事業に関しまして、一言触れさせていただきます。御承知のように、岩国基地においては、KC-130空中給油機の移駐を初めとして、米軍空母艦載機59機の移転準備が着々と進められております。また、かねてより配備が予定されておりましたF35であります。12月9日の報道では、米軍海兵隊が発表した海兵隊航空部隊報告書によりますと、レーダーに映りにくいステルス性能を備えたF35ステルス戦闘機を3年後に岩国基地に16機配備すると発表しました。極東最大の基地へと変貌を遂げつつある岩国基地ですが、一方で空母艦載機が移転することでの不安はもとより、市民の安心・安全対策が見えておりません。空母艦載機の移転による離発着訓練、いわゆるFCLPですが、現在政府は鹿児島県の馬毛島を候補地として地元と折衝していますが、猛烈な反対に遭い、進展をしておりません。このまま離発着訓練基地が決まらないまま2017年の艦載機移転を迎えることとなれば、岩国基地が離発着訓練基地とされる可能性があるのではないかと危惧をしております。そのようなことになれば、市民の負担は莫大なものになることは想定できます。市民の安心で安全な生活を守るためにも、岩国基地での実施には反対の意思表示を早くから上げるべきではないかと考えます。しかしながら、本市の対応が見えていません。

十

次に、土地開発公社の情報公開について触れておきます。土地開発公社は、大竹市とは別法人ではありますが、大竹市が出資した別法人であり、運営は公明で公正なものであります。確かに開発公社は大竹市ではありません。しかし、大竹市が100%出資した法人で、その業務内容も公共の事業であります。大竹市の情報公開条例の趣旨をもっと生かして、行政全般をオープンにしようとされる方向こそが大切であると考えます。

また、宮島競艇施行組合の情報公開につきましても伝えおくということだけでなく、施行者ですから情報の公開に積極的に向き合う姿勢が必要ではないかと考えます。

先ほど委員長報告もございました。子ども・子育て支援3法でございますが、このお話につきましてもいろいろ議論もありました。しかし、はっきりしたことは保育の選別、保育の格下げ、あるいは民間参入に道を開くなどということが審議を通じて明らかになったのであります。

次に、玖波小学校施設整備事業について触れておきます。玖波小学校は、現在地において建てかえることが決定され、玖波小学校耐震化事業として計画が実行に移されています。現地は御存じのように急傾斜地崩壊危険箇所として指定されており、計画では土砂災害警

戒区域に校舎の3分の2が建設され、児童の安心・安全が脅かされることとなっています。土砂災害警戒区域とは、土砂災害が発生した場合、住民の生命・身体に危害が生じるおそれがあると認められた地域であります。市町村の警戒避難体制の整備が義務づけられているのであります。

御存じのように現在の玖波小学校は学校裏の急傾斜地、高さ23メートルに沿って建設され、建設当初から土砂災害の不安がありました。このたびの計画では、その急傾斜地から一番近いところで17メートルに位置すると、こう答弁をされております。急傾斜地の土砂災害が発生すれば高さ掛ける2倍とされていますから、46メートルまでその土砂が流出する危険があります。そのような災害が想定されるところに学校建設など、もつてのほかであります。災害は想定できないから災害になるのであります。しかし、玖波小学校の前は、申し上げましたように、学校裏の急傾斜から校庭のグラウンドの片隅のフェンスまで約100メートルであります。46メートルの土砂が流れるということになると、大方グラウンドの半分近くまで土砂が流れ出る危険があるということでもあります。二重三重の災害対策を講じるとされています。このような場所に擁壁をつくり災害防止対策をするということですが、相当強固な擁壁をつくっても、土砂がその擁壁を突き破り、擁壁ともども民家や道路に流れ込んだのが広島市の安佐北区の災害現場であります。このことはテレビでも再三報道をされました。分厚い砂防ダムの堰堤がもろくも壊れ、流れ出てたさまがテレビで映し出されたのであります。子供たちが夢と希望を胸に生活の大半を過ごす学校です。かねてより入山市長は大竹っ子を大切にと言われていますが、子供たちの安心・安全を第一に考えていただきたいと思えます。長くなりましたが、一般会計、土地造成特別会計の認定に反対をいたします。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

14番、田中実穂議員。

○14番（田中実穂） 私は、認第4号平成25年度大竹市一般会計決算並びに7件の特別会計決算全てに賛成の立場で討論をしたいと思います。

まず特筆すべきことは、大竹市行財政改革の基本方針の目的、限られた人材・財源を有効に使い、持続可能な行政を実現することによって総合計画を確実に実施することを受け、効率的で質の高い仕事ができる組織の確立を目指すということで組織変更をされたことあります。これまでの3部12課33係から新たに健康福祉部を新設し、4部13課31係1センターに移行、生涯元気な心と体づくりの推進のために健康増進係を新設されました。健康長寿に向けてのさまざまなアイデアも生まれてくるものと期待をいたします。

さて、10月1日から燃やすごみと粗大ごみの有料化にも踏み込みました。有料化によって、燃やすごみの処理量も、1年を経たことし9月までの年間処理量では約805トンの減量、前年比でマイナス12.6%となっており、効果は大であります。反対する人もおりますけれども、きちっと分別もせず多量のごみを出す人には、それなりの負担をお願いすることはいたし方のないことであると私は考えます。

このほかにも、生活環境整備事業として晴海臨海公園の着々とした整備であります。時代とともに、時とともに、そのときでないとできない事業もあります。栗谷、蛇喰に公衆

便所の設置、木野集会所の建設、地域公共交通の整備事業、玖波駅西口整備事業など、市民生活向上の施策を実施されました。その選択には財政状況と本市の未来を見据えての想像を絶する悩みもあったことと思います。

また、将来の大竹市を担う子供たちの教育環境の整備と中学生までの完全給食の実施など、健全な心身を願う施策にも取り組まれております。また国保会計では、生活習慣病対策に重点を置いた健康づくり事業としてヘルスアップ事業の実施や、医療費の抑制に取り組まれるためのジェネリック医薬品の推奨を行っておられます。確かに基金の活用方法もいろいろと考えられると思いますが、これについては国保運営協議会で十分検討されるものと期待をいたします。介護保険会計でもさまざまな介護サービス事業や介護予防事業があります。負担だけ先取りをするという話がありますが、介護を受けて、受けるようになって初めてそのありがたさがわかるものであります。また、そうならないように、いつまでも元気で健康を維持するための予防事業に積極的に参加することが本人にとっても行政にとっても介護給付の削減になり、一番よいことであります。後期高齢者会計でも年齢で人格を差別しているというわけではありません。給付と負担の上からどうしても区別をしたほうがわかりやすいということだと思えます。

最後に土地造成特別会計についてですが、反対意見の骨子は、大願寺の土地売却に関して、その手法が間違っているというものです。現在司法の場に委ねているわけですが、最終結審の判決が出るまでずっと、この会計が絡む一般会計とこの土地造成会計に反対し続けられるのでしょうか。人口減少の進む中で、どうしたら若い世代が大竹に住んでもらえるか、この1点に集中して出した答えが安価な土地の提供となったものと多くの議員は承知したということであります。現実には多くの人が家を建て、約半数近い人が他のまちから大竹に移り住んでくれているこの現実をなぜ喜び、評価できないのか。確か数年前の討論で、物事を進めていく上でみんながハッピーということはなかなかいかない。幾ら正義であっても正しいことであっても、それが全員を幸せにするとは限らない。どうしてもきしみが生じる。それで不利な状況に置かれる方もいると、それはもちろん何とかしなくちゃいけないが、きしみがあるから反対なんだと言い続けていては、大きな正しい方向には導けないとの発言があったと思います。全てを前向きに捉えて、これからのまちづくりをともに考えてほしいと申し上げて、討論といたします。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

3番、大井 渉議員。

○3番（大井 渉） 私は、認第4号並びに第9号、一般会計と土地造成会計についての反対の討論をさせていただきます。関係がございますので、一括しての討論とさせていただきます。一般会計並びに土地造成につきましてはリンクしておりますので、そういうことで一括しての反対の討論とさせていただきます。

まず、大願寺の土地造成の売却方法については、先ほどから先輩議員等が言われました。私は、あそこに売却すること、それから家が建ったこと、それから多くの方が住んでいたこと、それによって学校が安全な学校になったこと、こういうことにつきましては全く反対するものではございません。しかし我々、政に携わる者、かかわる者は、今回の

議案も含めて全てが法律や条例や規程、こういうものに基づいて行われなければならない。民間の方式でやるのなら、それはそういう方式でやられても結構かと思いますが、我々行政や議会人は、必ず法律や条例、それに基づく規程等に、これに基づいて審議をされなきゃならないということをございまして、それについて反しているということが明確になりましたので、ただこれはまだ係争中のございます。だからそれは結審が出るまで反対はさせていただきたいと思ひます。

それから、先ほど委員長報告ではありませんでしたことを二、三申し上げておきます。特に小学校の廃校についての覚書、これにつきましては委員長報告にもございませんでしたけど、私は委員会でもかなりの時間を費やして質問させていただきました。各小学校、あるいは各地域に小学校が4校、ことしになって栗谷中学校を含めて5校が廃校という形になりました。その間に地域の保護者、あるいは地域の自治会を中心にした地域住民の方といろいろ覚書を交わしておられます。しかし、この覚書の内容を全て出していただきました。資料請求して出していただきましたが、中には市長や、それから自治会長、それからもちろん教育委員会、それから保護者や地域の自治会、自治会長さん、多くの方がその覚書に署名をしておられるところもありますし、教育委員会と保護者だけというような地域もございます。教育委員会は、そういう不公平なことをしたらいけないということを教えなきゃいけないところが、地域地域によって覚書の内容も違う、こういう不公平が生まれたということは大変残念でございますし、ということをおは委員会でも申し上げましたし、それからそれに伴う廃校された各地域が、今から衰退するであろうということについての振興策も具体的なものはございませんで、まだ、きょう現在。

ぜひこういうところは一生懸命考えていただきたい。ただ、学校がなくなったというだけじゃなしに、大きな地域としての影響がございます。コミュニティーの拠点であるということももちろんですけど、一部の地域においては、既に若い者が帰らないので消防団員もいないというようなことになりまして、こういう異常気象が続く中で、地域に消防団員もいないような地域が生まれるようなことがあつてはならないということで、ぜひそういう地域振興策というものも同時に進めていっていただきたいということも申し上げておきます。

それからもう1点、普通交付税の非常に対象になります定住促進策につきまして、一生懸命担当部署では考えておられるんだろうと思ひますが、人口増加策というのは私はなかなか難しいと、こう思っております。しかし、せめて人口が減っていくのを緩やかな方向にさせていただきたいと、この策ぐらひは練れるのではあるまいかと、このように思っております。普通交付税に大きな影響を及ぼすその点について一生懸命、皆さんの、優秀な職員が多いわけですから、地域とも話し合い、皆さんも努力してやっていただきたいと、いい策を出していただきたいと、このように思ひます。

最後になりますけど、我々行政、あるいは政治に携わる者には特に教育や福祉についての格差があつてはならないと、できるだけその格差を縮めていくと、そういう努力をしていただきたいということをおし述べて、反対の討論といたします。以上です。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件のうち、認第6号平成25年度大竹市漁業集落排水特別会計決算、認第7号平成25年度大竹市農業集落排水特別会計決算及び認第8号平成25年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計決算の3件について、一括採決いたします。

本3件に対する委員長の報告は、いずれも認定であります。

本3件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本3件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第4号平成25年度大竹市一般会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件について委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〔傍聴席で発言する者あり〕

○議長（寺岡公章） 静粛をお願いします。

起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第5号平成25年度大竹市国民健康保険特別会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件について委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺岡公章） 起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第9号平成25年度大竹市土地造成特別会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件について委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺岡公章） 起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○議長（寺岡公章） 静粛をお願いいたします。

続いて、認第10号平成25年度大竹市介護保険特別会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件について委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺岡公章） 起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第11号平成25年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件について委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺岡公章） 起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第9～日程第19〔一括上程〕

議案第62号 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第64号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第65号 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について

議案第69号 大竹市放課後児童クラブ条例の一部改正について

議案第74号 平成26年度大竹市一般会計補正予算（第4号）

議案第75号 平成26年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第76号 平成26年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）

議案第77号 平成26年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第78号 平成26年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第79号 平成26年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（寺岡公章） 日程第9、議案第62号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから日程第19、議案第79号平成26年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）に至る11件を一括議題といたします。

本11件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、北林 隆議員。

総務文教委員会議案審査報告書

平成26年12月4日、第6回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                                       | 審査の結果 |
|--------|------------------------------------------|-------|
| 議案第62号 | 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について | 原案可決  |

|        |                                  |      |
|--------|----------------------------------|------|
| 議案第63号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について         | 原案可決 |
| 議案第64号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第65号 | 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について    | 原案可決 |
| 議案第69号 | 大竹市放課後児童クラブ条例の一部改正について           | 原案可決 |
| 議案第74号 | 平成26年度大竹市一般会計補正予算（第4号）           | 原案可決 |
| 議案第75号 | 平成26年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）     | 原案可決 |
| 議案第76号 | 平成26年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）   | 原案可決 |
| 議案第77号 | 平成26年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）       | 原案可決 |
| 議案第78号 | 平成26年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）    | 原案可決 |
| 議案第79号 | 平成26年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）      | 原案可決 |

平成26年12月8日

大竹市議会議長 寺岡 公章 様

総務文教委員長 北林 隆

〔総務文教委員長 北林 隆議員 登壇〕

○総務文教委員長（北林 隆） 去る12月4日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案11件につきましては、8日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第62号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第69号大竹市放課後児童クラブ条例の一部改正についての2件でございますが、関連がありますので一括して審査を行っております。

本2件では、「放課後児童クラブの対象児童は、これまで小学校3年生までだったものが6年生までに拡充されるとのことだが、支援が必要な児童の緊急度や順位の決め方はどうなるのか伺う」との質疑に対し、「小学校1年生から3年生を全て受け入れる方針は変わっていない。しかしながら対象を6年生まで拡充することにより、現状の中で努

力をしても高学年に待機児童が出てしまうことになる。優先順位については、子ども・子育て支援事業計画策定会議において、保護者などさまざまな方の意見を聞いた上で決定していきたい」との答弁がございました。

次に、「現状の施設の専用区画面積からいえば、高学年の希望者全ての受け入れは難しいとのことである。条例を制定した以上は6年生まで受け入れるのが基本だと思うが、何年後までに希望者を全員受け入れるといった考えを持っているのか」との質疑に対し、「今年度中に策定する子ども・子育て支援事業計画において、受け入れ体制に係る5年間の目標値を定めていくことになる。今は4年生以上の需要を把握できていないが、今後アンケート等を行ってデータを入手し、目標を決定していきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「児童クラブが定員オーバーした場合の対応として、学校の空き教室を使った放課後子ども教室の設置について検討されているか伺う」との質疑に対し、「現在、放課後子ども教室は公民館や学校の体育館で実施している。児童福祉法の改正の中に空き教室の活用に関する規定があるが、市内の学校の空き教室は多くないため、今後学校と協議していく必要がある。まずは公民館等をどのように活用するかということを考えながら、子供の居場所づくりに取り組んでいきたい」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、一括討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第63号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから議案第65号特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について及び議案第75号平成26年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第79号平成26年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の8件でございますが、関連がありますので一括して審査を行っております。

本8件では、まず、「一般職の勤勉手当の改正に伴って議員の期末手当の支給割合を改正する理由について、説明を求める」との質疑に対し、「一般職の職員の年間の期末勤勉手当の支給割合は、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて決定してきたところである。市長等特別職の期末手当の支給割合についても、一般職の期末勤勉手当の年間支給割合に準じて引き上げや引き下げを行ってきた。本市のこれまでの経過や一般職との均衡の観点、また県内各市の状況を踏まえ、今回、市長等特別職の期末手当の引き上げを実施しようとするものである。議員の期末手当の支給割合についても、同様の考え方で決定されてきたと理解している」との答弁がございました。

次に、「今回の職員等の給与改正に伴う地方交付税措置はあるのか伺う」との質疑に対し、「交付税等による国からの追加の財源措置はない。来年度以降は交付税の給料月額等の算定において幾らか積み上がってくるものと予想している」との答弁がございました。

次に、「市長等特別職及び議員の期末手当の引き上げは見送るべきだと思うが、見解を伺う」との質疑に対し、「一般職及び市長等特別職の給与は、人事院勧告に準じることで公平・公正に決めることができる。議員においては、議員間で十分に議論し決定していた



だくものとする」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入ったところ、議案第64号に反対の立場で2名、賛成の立場で2名の委員から、議案第65号に反対の立場で1名、賛成の立場で2名の委員から討論がございました。

まず、反対の立場では、「GDPの改定値が年率1.9%減と発表されたように、地方は厳しい状態にある。議員の期末手当の引き上げについては、交付税措置がされた来年度以降にしてもらいたい」との討論がございました。

次に、賛成の立場で、「公の立場で責任を担う人々のその働きに足る報酬の額は、長い年月をかけて根拠に至ったものとする。意欲と能力のある誰もが生活を支える報酬を保障されることで、その職につきたいと多くの人々が手を挙げられる制度の維持向上を目指すことになる」との討論がございました。

続いて、賛成の立場で、「昨年中ごろからことしにかけ、新聞紙上では企業のベースアップや一時金のアップが報じられている。このような観点から人事院においても判断されたものと思われる。行政は人事院勧告に倣うべきと考え、賛成する」との討論がございました。

討論を終結し、採決の結果、本8件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第74号平成26年度大竹市一般会計補正予算（第4号）でございますが、まず、「公共施設災害復旧事業債は、8月6日に発生した大雨災害の復旧事業の財源として活用するものと理解している。災害復旧の状況及び完了時期の見通しについて伺う」との質疑に対し、「災害復旧の状況については、現在、箇所別ではおおむね70%、予算ベースではおおむね50%の対応を終えているところである。また、現場条件等に左右されるものもあるが、災害復旧は3月末を目途に終えたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「玖波小学校改築工事設計業務委託料が大きく減額された理由を伺う」との質疑に対し、「入札率が60%になったことによる不用額が主なものである。また、児童が一時的に中学校へ通うことなく、現在の小学校に通う中で工事を行う場合に必要となる安全設備等の仮設設計が不要になったことも要因の一つである」との答弁がございました。

次に、「生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業について、説明を求める」との質疑に対し、「平成27年4月に施行される生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援事業等を実施する予定である。当該事業の事務の円滑化を図ることを目的としたものが本事業である。具体的には、関係団体等との連絡会議を開催する事業、制度の説明等を行う事業、地域における生活困窮者の実態把握のための調査・研究事業などを行う予定としている」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入ったところ、反対の立場で2名、賛成の立場で1名の委員から討論がございました。

討論を終結し、起立採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案11件の審査報告を終わります。

○議長（寺岡公章） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

9番、山崎年一議員。

○9番（山崎年一） ただいま委員長の報告のごさいました議案第64号、議案第65号、議案第74号について、反対の意見を述べさせていただき、皆様方の賛同を得ようとするものでございます。

初めに、この2つの条例改正でございますが、人事院勧告の一部を議員及び特別職に適用し、議員及び特別職の期末手当を増額しようとするものであります。ところで、議員の処遇につきましては、本来議員提案で処理されるべきものということで、今回の審議に際しまして、ぜひ今後の課題として検討してほしいというお願いをしておきましたので、よろしく願います。

そもそも人事院勧告は公務員に対して勧告されるもので、市議会議員や特別職に対して勧告されるものではないと私は考えております。ところで、今回の議案はこの勧告制度を利用して議員や特別職の手当を増額するものであります。市民の皆さんからは到底受け入れがたいものであります。アベノミクスによる景気回復や賃金上昇の影響は、地方の住民にはまだまだ届いてはおりません。むしろ円高と公共料金の値上げや年金切り下げ、消費税の導入による物価上昇に日々悩まされておるといのが市民の実態であります。

現在、中国地方に5万人以下の市が25市あります。大竹市の人口は26年9月現在、江津市、江田島市、美祢市、竹原市に次いで2万8,328人と、25市中下から5番目に少ない自治体であります。次に全国規模で見ますと、現在3万人以下の自治体が全国に78市あります。78市の中で我が大竹市の議長報酬は、輪島市に次いで全国で2番目に高額であります。副議長報酬は全国一番であります。議員報酬は奈良県御所市の39万円に次いで4番目に高額となっております。3万人以下の78市で大竹市の報酬はそのような位置を占めておるといことをまず御報告をしておきます。

今見てきましたように、大竹市の議員報酬は恵まれているとすることができます。市民の皆様からは報酬を下げるべきだとの陳情もありました。議員ボーナスを上げて、議員の処遇を図らなくても上位に位置しているわけでございますから、現状に据え置いても十分対応できると私は考えております。折しも大竹市におきましては、議員定数の削減陳情が4,508筆の署名を添えて市民より提起されています。市民グループの皆さんのアンケート調査によりますと、議会と議員に対して、議員活動が見えない、行政のチェック機能が果たされていないのではないかなど多くの批判があります。このような折、議員期末手当の増額など議論に値しない、議員の良識において否決され、市民の信頼醸成に向けた取り組

みをするべきだと考えております。また、以上の理由により、特別職の期末手当についても見合わせるべきだと考えております。

なお、議案74号平成26年度大竹市一般会計補正予算（第4号）につきましては、先ほども申し述べました議案第64号、65号に関連する予算でございますので、全てを反対するものではございませんが、反対を表明しておきます。以上、皆様方の御賛同をぜひともよろしく願ひして、私の反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

7番、児玉朋也議員。

○7番（児玉朋也） 私は、議案全般に対して賛成の討論を行いたいと思います。しかしながら、特に議案第64号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてと議案第65号特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正についてを述べたいと思います。

先ほども委員長報告もございましたけど、意欲と能力のある、誰もが生活を支える給料を保障し、その職につきたいと手を挙げられる環境の維持向上は、ひいては市民サービスの向上へつながるものと考えます。よりよい大竹市を目指し、人口減少の抑制、地方創生を進めるためにもこの立場での職責に見合った報酬を保障すべきだと考えます。

また安倍政権は16日に、引き続き経済最優先に取り組み、景気回復の暖かい風を全国津々浦々に届けていく決意だとし、政府と経済界、労働組合による政労使会議を開き、政府の環境整備の取り組みのもと、政財界は賃金の引き上げに向けた最大限の努力を図る内容の合意文書をまとめました。賃金が上がり、所得がふえれば税収も財政も上昇を期待できるとしています。社会情勢に沿い、民間の給料の事情を考慮したものと考え、この議案に賛成といたします。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

12番、原田議員。

○12番（原田 博） 反対討論があるというふうに思ってたんですけど、ちょっと大事なことで発言をさせていただきます。

最初に、御承知のように2011年の8月6日以来継続中の死亡事故ゼロは、昨日の大雪によります道路凍結などによりまして、1,229日目で大竹市内で死亡事故が発生いたしました。お亡くなりになりました方の御家族には心よりお悔やみを申し上げますとともに、お互いに運転また交通事故には気をつけたいと思います。また、多くの方に、大雪の被害が少ないように願ひたいと思います。

それでは、委員長報告どおり、私は全ての議案に賛成といたします。特に議案第64号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、意見を付して賛成といたします。

さて、反対討論で指摘されました議員の期末手当の取り扱いを含め議員の手当、報酬は、どれが妥当なのか、市民の皆さんの御意見も千差万別です。また、先ほど山崎議員からのお話もありましたように議員提案で審議をすると、そういう御意見もありますけど、私たちが受け取る期末手当を私たち議員がみずから決定する、判断するということはさらに

難しいことだと認識をいたしております。そのためには大竹市特別職報酬等審議会の担任する事務は、市議会議員の議員報酬及び政務活動費並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例案を議会に提出する場合の審議とありますけど、さきに開催されました総務文教委員会において、期末手当について参考のために意見を求めることが可能かとの質問には、できるとの答弁でございました。そうであれば、期末手当の支給割合などについて、参考のために意見を求める機会を積極的に設けるべきだと思います。それも何年かに1回とかではなく、定期的な繰り返しの開催を望みます。

つまりは、このようなことが議員個々の判断に任せるものではなく、大局的な視点、第三者機関による御判断、位置づけが必要です。加えて、財政が厳しい中、それは市全体の課題、問題であり、市として財政への道筋、方向性を示される課程で、議員の報酬、期末手当など組上に上げていただきたい。御検討いただければと思います。それら検討事項が市民のために資するのであれば、他の議員さんも異存はなく、協力されるものと、同意されるものと私は考えます。それらに沿った行動は自然の理、議員の役割の一つだと理解をいたしております。以上、るる意見を申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

3番、大井 渉議員。

○3番（大井 渉） 私は、第64号議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてと、それに関連します議案第74号の大竹市一般会計補正予算について、反対の討論をさせていただきます。

先ほど先輩議員からもいろいろ詳しいことを申されました。また委員長の報告の中にも私が委員会で発言させていただいたことも述べていただきました。いろいろ会派でも、あるいは後援会でも市民の方にもいろいろな意見を聞きまして、最終的な判断をしたわけでございます。

まずその第1点が、同じ特別職でも市長や副市長、教育長の特別職はなぜ反対しないのかということをお願いしておきますけど、これは常勤の特別職でございますので、やはり人事院に従うべきだろうと、このように思っております。じゃあ議員はどうかといいますと、非常勤と、ここが一番大きな問題でございました。

その次に反対の理由として、先ほども委員長報告にありましたように、これらの全ての財源は単市、大竹市が全てを見ないと、その財源を出さないとならないということになっておりますので、来年度以降は国からの交付税措置があるわけでございますから、交付税措置がされての増額ということについては賛成しようかと思ったわけでございますけど、交付税措置が算定されない以上は、まず議員から身を切るべきだということを考えました。

それからもう1点、これは先ほど賛成討論されました原田議員のことと重複しますが、やはり特別職につきましては、特別職報酬等審議会とかございますので、やはりこちらのほうに諮っていただきたいということを考えました。以上のような理由から、この議案第64号と関連しております74号の補正予算につきましては、反対を申し上げて、皆さんの賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

16番、山本孝三議員。

○16番（山本孝三） 端的に私の思いを述べて、反対の意見にしたいんですが、この議案第64号、65号、74号は関連がありますんで、要するに市長初め我々議員、特別職がもらっている報酬というのは大体法的な根拠はないんよね、幾らにするかという。ただ、特別職の場合は報酬審議会に諮って意見を聞きなさいということが義務づけられとるだけのことで、これは大いに裁量権の及ぶ範疇のことだと思うんです。ただ、議員の場合は義務づけられている特別職報酬等審議会に諮って、その答申を待ってということがありますから、そういう規制を受けるということもあるんでしょうが、残念ながら、先般、特別職に諮られた大竹市市会議員の報酬額については、月額の基本になる37万円がどうかということについては審議されたがね、手当とか2割増しについては報酬審議会じゃ全然問題にもしていないんですね。だから、義務づけされてる特別職報酬等審議会の審議の内容なるものも、私から言えば怪しいものだ。誰がそういう方向に誘導するんかということをやりたいかなんなら、ぜひ皆さん、議事録を読んでもらいたいよね。

要するに、執行部のほうも議会のほうも大体報酬については優遇されてる。それから数字的にも順位的にも全国の市町に比べれば、誰でもがそうだなあとということに納得できるような状態です。それで、仮に今回出されてる3つの関連する議案を撤回したけえいって、議員一人一人があればやってくれなんだけえ、わしは議員活動をサボるような人は一人もおられません。大いに市民の代弁者として、その役割を果たす意気を持っておられると思うんです。ですから、私はこの条例案のために使われる税金は、先般も本会議の一般質問で申し上げましたが、学校図書室の充実、児童の学力向上のために法律の改正もあったということ踏まえて、図書室に新聞を置いたらどうかというふうなことを申し上げました。そういうことに議員のこの歳費を上げるのは、回すぐらいの配慮があってもええ思うんです。それで、報酬を上げてくれなんだから議員の役割はわしはサボるよというような者は一人もいないと思うんです。あのほうでぐずぐず言いよる人はどうか知りませんよ。そういうことで、私は関連する3つの議案には反対します。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本11件のうち、議案第64号、議案第65号、及び議案第74号の3件を除く8件を一括採決いたします。

本8件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本8件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本8件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第64号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺岡公章） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第65号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺岡公章） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第74号平成26年度大竹市一般会計補正予算（第4号）を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺岡公章） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

議事の都合により暫時休憩いたします。再開は午後1時を予定いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

11時50分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（寺岡公章） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第20～日程第28〔一括上程〕

議案第60号 大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の制定について

議案第61号 大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議案第66号 大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について

議案第67号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第68号 大竹市公園条例の一部改正について

議案第70号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について

議案第71号 大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定について

議案第72号 大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定について

議案第73号 大竹市が設置する児童館の指定管理者の指定について

○議長（寺岡公章） 日程第20、議案第60号大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の制定についてから日程第28、議案第73号大竹市が設置する児童館の指定管理者の指定についてに至る9件を一括議題といたします。

本9件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、乃美晴一議員。

生活環境委員会議案審査報告書

平成26年12月4日、第6回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|---|-------|
| 議案第60号 | 大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第61号 | 大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第66号 | 大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第67号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第68号 | 大竹市公園条例の一部改正について | 修正可決 |
| 議案第70号 | 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について | 原案可決 |
| 議案第71号 | 大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定について | 原案可決 |
| 議案第72号 | 大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定について | 原案可決 |
| 議案第73号 | 大竹市が設置する児童館の指定管理者の指定について | 原案可決 |

平成26年12月12日

大竹市議会議長 寺岡 公章 様

生活環境委員長 乃美 晴一

〔生活環境委員長 乃美晴一議員 登壇〕

○生活環境委員長（乃美晴一） それでは、去る4日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案9件につきましては、9日及び12日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第60号大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の制定についてでございますが、本件では、「大竹市地域包括支援センターの現状の人数は何人いるのか伺う」との質疑に対しまして、「主任介護支援専門員が3名、社会福祉士が3名、保健師が1名、看護師が1名の計8名の体制である」との答弁がございました。

次に、「大竹市は山間部もあり広い地域である。この8名の体制で十分であると考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「平成24年のころには6名体制であったが、平成25年に1名増員し7名。今年度当初には、さらに1名増員し8名となっている。当面はこの8名で賄っていきたいと考えている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり決しております。

続きまして、議案第61号大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、本件では、「地域包括支援センターは4つの事業をしながら地域介護予防支援も行うということであるが、8人全員がケアプランを作成するのか伺う」との質疑に対しまして、「8人全員がケアプランを作成するが、他の業務との兼ね合いの中で、多くのケアプランを立てる方、少な目の方という振り分けは行っている」との答弁がございました。

次に、「1人のケアマネジャーに過重な負担とならないよう、指導は市もかかわって行っているのか伺う」との質疑に対しまして、「状況により市に相談があれば助言を行う。また、年に1度ではあるが、指導ということで事業所に入り、ケアプラン作成に関しては助言を行っている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり決しております。

続きまして、議案第66号大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正についてでございますが、本件では、「総合福祉センターを公民館と同じような使い方をしている方も多いと思うが、公民館では市内と市外に区別している。総合福祉センターで区別しなかった理由を伺う。また、今までに比べて大変利用しやすくなると思うが、減収になるのではと考える。どのように考えているのか」との質疑に対しまして、「市内と市外を分けなかった理由については、現実問題として市外からの利用は極めて少ない状況である。団体に利用する場合は、市民がおられると、代表で市民が申し込むため、厳密に市内、市外を分けることは非常に困難な状況である。また、今回の見直しの目的は利用しやすくなるためである。午後から1つの予約しかできなかったものを1時間ごととすることにより、

複数の予約を入れることができる。減収にはなるが、しっかり使っていただき、状況を確認していきたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり決しております。

続きまして、議案第67号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑・討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第70号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてでございますが、本件では質疑・討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第71号大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定についてでございますが、本件では質疑・討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第72号大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「夜間、昼間を問わず入所者の健康状況やその日の様子をどのように把握しているのか。指定管理者の体制について伺う」との質疑に対しまして、「ゆうあいの里には医師は常駐しておらず、委嘱された医師が週に1回巡回で診察にこられる。看護師は日中は常駐しているが、夜間は当直の夜勤職員がおり、看護師が必ずいるとは限らない。看護師がいない場合の入所者の異常については、夜間もスタッフがそろっている隣接のゆうあいホームに応援を頼むことも可能である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第73号大竹市が設置する児童館の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「市内の保育所や幼稚園は、その後に就学する小学校との情報交換を密にしていると聞いている。阿多田児童館については遠隔地にあるため、学校側との情報交換はできているのか伺う」との質疑に対しまして、「阿多田児童館はなかはま保育所、立戸保育所と就学に向けて交流を実施している。同様に学校とも連絡をしっかりとっている状況である」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第68号大竹市公園条例の一部改正についてでございますが、本件につきましては9日及び12日の2日間で審査を行っております。本件では、「多くの市民が利用するためには安価の方がよいが、利用者負担の考え方からすれば、もう少しもらってもよいと考えている。金額を決めた根拠を伺う」との質疑に対しまして、「料金設定に当たっての基本的な考え方は、まず1点目として、公の施設の使用料金のあり方に基づく算出。2点目としては、周辺の同種施設とのバランスを考慮し設定を行うということである。公

の施設の使用料金のあり方に基づく考え方としては、施設の維持管理費に係る費用を想定される年間の使用時間で割り、算出をする。テニスコートでいえば、6面で維持管理費が約220万円、年間の利用時間が1面当たり775時間と想定し、算出すると513円となる。同様にグラウンドを算出すると16,023円となる。この料金に近隣の施設を調査し、テニスコートとグラウンドについては料金を決めている。最終的には公園の誘致圏内の20キロ範囲にある施設の料金を平均し、テニスコートでいえば1面1時間490円、グラウンドでいえば1,080円としている」との答弁がございました。

次に、「多くの市民がテニスを行っているが、テニスコートの使用料が今まで210円であったものが490円になる。余りにも金額が違うため不満を聞いている。料金について関係団体と話し合いはしているのか伺う」との質疑に対しまして、「現在の料金、市内210円、市外310円というものから高校生以下が240円、大人が490円と値上がりをする。しかしながら、「管理棟やトイレの周辺設備が新たに整う」、「大竹市のルールである公の施設の使用料金のあり方による算定額以内である」及び「近隣の同等のテニスコート料金と同等である」という理由で適切な額と考えている。また、テニス協会へ説明はしているが、料金設定について意見を聞くということはない」との答弁がございました。

次に、「使いやすいテニスコートとするために、体育協会に加入している団体が使うのであれば健康増進の視点で減免するということを検討しているのか伺う」との質疑に対しまして、「減免については、規則の中で検討していきたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、延会。2名の委員から修正案の提出がございました。その内容は、「使用者が市民の場合は、条例施行の日から平成29年3月31日までの間、改正後の別表第1の490円を320円に、1,080円を720円にする」というものでございます。修正案はお手元の審査報告書に添付をしております。

次に提出者から趣旨の説明がございました。その内容は、「執行部提案のテニスコートの使用料490円とグラウンドの使用料1,080円については、利便性が高まったことや近隣との比較において良であると考えている。しかしテニスコートにおいては、現在の210円の使用料がいきなり490円となるのでは値上げ幅が大きく、市民の理解を得るのは困難であると判断した。また、晴海臨海公園の整備は多くの市民が期待を寄せているため、まずは市民がよく使ってこそ整備した意味があると考え。今後は指定管理者での運用を視野に入れるとのことであるため、多くの市民に愛され使っていただける公園となるよう、また、使用料の激変緩和の意味で2年間の期限をつけ、市民に配慮した料金とすることを提案する」というものでございました。

本修正案に関する質疑を求めましたが、質疑はございませんでした。

質疑を終結し、原案及び修正案の一括討論に入りましたが討論はなく、修正案を起立により採決、次に修正案を除く原案を簡易採決によりそれぞれ行った結果、本件は修正可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案9件の審査報告を終わります。

○議長（寺岡公章） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、原田 博議員。

○12番（原田 博） 議案第68号大竹市公園条例の一部改正について、先ほどの委員長報告に対しまして、確認のために質疑をさせていただきます。

まず最初に消費税についてです。さきの衆議院総選挙での自民・公明両党の大勝から、公示前、安倍総理大臣は消費税導入を2017年4月に先送りするとの考えは現実的なものとなりそうです。つまりは、テニスコート、グラウンドの使用料の激減緩和後の時期と重なることになり、利用者の方はより負担増を感じるようになるかも知れません。ついては、修正案を検討される際、消費税アップへの考えや配慮について。

2番目は指定管理者への移行についてです。さきに開催されました生活環境委員協議会において、今後の晴海臨海公園運営方針の中に、将来的な公園の運営管理については指定管理者制度の導入を目指す方向である、当面の間は指定管理者の算出に必要な公園の使用・収入状況や維持管理費等を精査するため、市直営で管理を行うこととするとあります。今回の修正案がこれらの運営方針とどのような接点、また考えとリンクするかは明確ではありません。ついては、指定管理者制度への移行に関する検討、お考えについて。

最後に市民などへの周知、PR、情報提供です。委員会では、体育関係者、体育協会、使用団体への説明が不十分であったことは市長も感じておられたようで、今後はそれらの団体を含め、晴海臨海公園の利活用に向け、多くの市民に愛され使っていただける公園、本市の目玉、シンボリックタワーとして市内外から御認知されますよう、今後の周知、PR、情報提供は大きなものがあります。懸命な努力が求められます。晴海臨海公園の利活用に向けた周知、PR、情報提供などへの対応について。

以上3点につきましては、私としては大切な項目だと考えています。ただ、委員会中トイレなど、私は何度も席を外しました。そのことで申しわけございませんけど、3点に関し委員会ではどのような議論があったのか、生活環境委員会委員長に確認をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。以上です。

○議長（寺岡公章） 6番、乃美委員長。

○生活環境委員長（乃美晴一） ただいまの3点の御質問についてお答えをいたします。

先ほどの委員長報告のとおり、修正案が提出された後の議論において質疑・討論はなく、そのような議論はいたされておりません。以上です。

○議長（寺岡公章） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本9件のうち、議案第68号を除く8件を一括採決いたします。

本8件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本8件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本8件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第68号大竹市公園条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は修正であります。

まず、委員会の修正案について、起立により採決いたします。

委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺岡公章） 起立多数と認めます。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、修正部分を除くその他の部分について、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第29 平成26年請願第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書採択について

○議長（寺岡公章） 日程第29、平成26年請願第5号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書採択についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、乃美晴一議員。

生活環境委員会請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号            | 件 名                                | 審査の結果 | 付託年月日   |
|----------------|------------------------------------|-------|---------|
| 平成26年<br>請願第5号 | ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書採択について | 採 択   | 26.12.4 |

平成26年12月9日

大竹市議会議長 寺岡 公章 様

生活環境委員長 乃美 晴一

〔生活環境委員長 乃美晴一議員 登壇〕

○生活環境委員長（乃美晴一） それでは、去る4日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました請願1件につきましては、9日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告を申し上げます。

平成26年請願第5号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書採択についてでございますが、本件は全国B型肝炎訴訟広島原告団、副代表、大山美紀子氏から提出された請願で、その趣旨は、ウイルス性肝炎患者に対する医療費の助成は、抗ウイルス療法に限定されているため、助成の対象から外れている患者が相当数に上っている。高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。ついては、新たな措置を講じることを求め、国に対し意見書を提出してもらいたいというものでございます。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方を尋ねたところ、「高額の医療費負担と就労不能などの生活困難に直面しているウイルス性肝炎患者について、現在は助成対象となっていない医療費の拡充・充実を図るという趣旨に賛同する」というものでございました。審査の中で委員から「採択すべき」との意見があり、採決の結果、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました請願1件の審査報告を終わります。

○議長（寺岡公章） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

ただいま議題となっております平成26年請願第5号に関する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は採択と決しました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第5号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

ただいまから職員をして意見書案を配付させますのでしばらくお待ちください。

ただいま職員をして意見書案を配付させましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 配付漏れなしと認めます。

~~~~~○~~~~~

**追加日程第1 意見書案第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める
意見書の提出について**

○議長（寺岡公章） 追加日程第1、意見書案第5号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

6番、乃美晴一議員。

〔6番 乃美晴一議員 登壇〕

○6番（乃美晴一） 意見書案第5号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書につきましては、お手元に配付しております意見書案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療がB型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講

じていない。肝硬変・肝がん患者は毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準につき見直しを行い、患者の今日的状況に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書案第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第30 閉会中の継続審査の申し出について

#### 閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の陳情について下記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

| 番 号            | 件 名                | 理 由                        | 付託年月日     |
|----------------|--------------------|----------------------------|-----------|
| 平成25年<br>陳情第1号 | 小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情 | 小方まちづくりの動向を踏まえて審査する必要があるため | 25. 2. 28 |

平成26年12月10日

大竹市議会議長 寺岡 公章 様

まちづくり対策特別委員長 児玉 朋也

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の陳情について下記により閉会中もお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

| 番 号            | 件 名                    | 理 由            | 付託年月日     |
|----------------|------------------------|----------------|-----------|
| 平成26年<br>陳情第1号 | 大竹市議会議員定数の削減を求める陳情について | 慎重に審査する必要があるため | 26. 12. 4 |

平成26年12月11日

大竹市議会議長 寺岡 公章 様

議会運営委員長 児玉 朋也

○議長（寺岡公章） 日程第30、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

まちづくり対策特別委員長及び議会運営委員長から、目下各委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第31 議員派遣について

○議長（寺岡公章） 日程第31、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付いたしましたとおりに派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お手元に配付いたしましたとおりに派遣することに決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいただきました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任を願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日、ここに大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、議員各位におかれましては御提案申し上げました各案件を熱心に慎重に御審議いただきまして、まことにありがとうございました。

このたび御提案申し上げました議案の1つにおきまして、熟議を経られた結果、修正という形で議決をいただきました。議会の役割には、行政のチェック機能はもちろんのこと、同時に今後のまちづくりの方向性を左右する条例などの議決という、大変重たい役割と責任がございます。このたび議会が責任を持ちまして1つの道を示されました。執行いたしますのは私ども行政の役割でございます。これからも議会との信頼を大事にいたしまして、お互いが役割と責任を負う中で市民の皆様の幸せ、まちの発展に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、このたび議員の皆様からいただきました貴重な御意見・御要望につきましては、これをしっかりと検討させていただきまして、市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。これから年末年始を迎え、何かと多忙な時期ではございますが、議員の皆様

+

方におかれましてはどうか御健康には十分に留意されまして、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げます。

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（寺岡公章） これにて本日の会議を閉じ、第6回大竹市議会定例会を閉会いたします。

13時32分 閉会

+

+

+

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年12月18日

大竹市議会議長 寺 岡 公 章

大竹市議会議員 原 田 博

大竹市議会議員 二階堂 博

+